



Certified Social Worker くまもと

特集

立ち直りを支援する 最終回
司法と福祉をつなぐソーシャルワーク



第
55
号

【事務局】
一般社団法人 熊本県社会福祉士会
熊本市東区健軍本町1-22
東部ハイツ105
Tel 096-285-7761
Fax 096-285-7762
E-mail : kumacsw@lime.plala.or.jp
【その他の連絡先】
熊本市中央区本荘2丁目3の8
熊本乳児院内
Tel 096-371-1396
Fax 096-371-1633
発行者 甲斐 國英
編集者 永田 直往
発行日 2016年2月1日

熊本県社会福祉士学会 第2回大会が開催されました。

メインテーマ

「当たり前の生活ってなんですか」

2015年12月5日(土)、熊本県社会福祉士学会が開催されました。今回も2回目の学会で、熊本市民会館(崇城大学市民ホール大会議室)を会場に、社会福祉士の会員や一般の方々総数163名の参加で開催されました。

① 基調講演

午前中は、さわやか長寿財団戦略アドバイザーの土屋幸己氏による「生活困窮者自立支援事業におけるソーシャルワークの機能」と題した基調講演から始まりました。

前半はソーシャルワーカーとして求められる視点や活動特性、実践のキーワードについて、後半は生活困窮者支援とソーシャルワーク、個別支援と地域支援を総合的に展開する必要性や相談支援プロセス等の説明の後、富士宮市でのモデル事業を実施した中で得られた実績と課題、各相談機関との連携状況についてお話をいただきました。

② シンポジウム

午後からのシンポジウムでは、熊本県スクールソーシャルワーカーの福山幸義氏・甘木山乳児院保育士の荒川美沙貴氏・雨やどりの会の萬羽祐子氏の3名のシンポジストを迎えて、当会理



③ 実践報告発表会

熊本県社会福祉士会の2つの委員会と会員2名の実践報告が行われました。

地域包括委員会からは「アンケート調査から見えてくる社会福祉士と権利擁護業務の相関性と課題」、地域包括支援センターにおける「権利擁護」について、窪田寛史氏より報告。相談委員会からは「仕事相談・支援センター(くまジョブ)における生活相談員の実践報告」、内職アンケート調査からの考察として西章男氏より報告。

また会員の松永美弥氏からは「刑務所における社会福祉士のソーシャルワークの実践」、「特別調整」を行った満期釈放高齢受刑者の社会復帰支援を通しての活動報告がありました。最後に同じく会員の緒方誠氏から「自殺願望から自立に向けた支援」の変化に寄り添いながらについて報告がなされました。発表者の皆様大変お疲れ様でした。

学会に参加して、今回のテーマである「当たり前の生活ってなんですか」の問い合わせ私たち社会福祉士は常にこのことを問い合わせて、対象者支援に取り組まなければと考えを新たにしたところです。

事の黒田信子氏をコーディネーターとして、「子どもの未来と権利」をテーマに、それぞれの立場から発表がありました。

福山氏にはスクールソーシャルワーカーとして現在の活動を、

萬羽氏は教員時代の子供とのかかわりや、熊本「非行」と向き合う親たちの会の活動を通じての子供たちへの思い、また荒川氏

は、里子経験当事者として、自分の生き立ちやその時々の思い、保育士としての乳児やその親とのかかわりを発表されました。

コメンテーターの土屋幸己氏からは、子供を取り巻く問題も多様化する状況の中、悪循環を断ち切り貧困の連鎖を生まないような社会的支援の充実が必要であり、私たちソーシャルワーカーにも大きな期待が寄せられているとお話しいただきました。

特集【最終回】

立ち直りを支援する～司法と福祉をつなぐソーシャルワーク～ 触法障がい者・高齢者の立ち直りを地域と共に支える

熊本県地域生活定着支援センター 社会福祉士 山内 瑞美

1 地域生活定着支援センターとは

刑務所等の矯正施設から出所する高齢者、障がい者の円滑な社会復帰を支援するため、地域生活定着支援センターは、平成21年から平成24年にかけて全国各県に設置されました。職員配置は6名を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者を1名以上配置することとされています。

熊本県においては平成23年より開所し、のべ155人の方を支援しています（平成27年12月末時点）。現在社会福祉士は2名勤務しています。

2 実際の支援

熊本県地域生活定着支援センターの支援の対象となるのは、特別調整（※）の対象となり、帰住先を

熊本県内に希望する全国の矯正施設を退所する方と、熊本刑務所を退所予定で県内外に帰住を希望する方、および特別調整の対象外で矯正施設を退所した方とその関係者です。

他県の刑務所に入所中の特別調整対象者が熊本に帰りたいと希望すれば、実際にその刑務所まで行つて本人と面接し、刑務所所在地の保護観察所や

※「特別調整」および「地域生活定着支援センター」が設立された社会的背景についてはCSWくまもと第53号特集（第一回）をご参照ください。

現したい生活」を営むことができるよう、福祉事業所への受け入れの依頼、支援ネットワークの構築、各種手続き、申請等の支援を行なっています。

地域生活定着支援センターと協力して熊本へ帰つてくための調整を行ないます。そのため全国の矯正施設と、保護観察所・地域生活定着支援センターが当センターの連携先となります。

また、対象者が帰つてくる地域での支援体制を整えるため、熊本県全域の福祉事業所が当センターの連携依頼先となります。県内各地を駆け回り、対象者が「帰りたい場所」に帰つて、「実現したい生活」を営むこと

が可能になります。このようにして、まずはコーディネート業務のあっせんにより矯正施設退所者を受け入れた事業所等に必要な助言等を行い、地域や施設への定着をはかる

定着支援センターの支援の対象と4つの業務



具体的な支援内容

①ゼロ地点に立つための支援

～社会保障や福祉へのアクセスを～

住所のない方については住所の設定を支援します。高齢者であれば介護保険の申請を、障がいのある方には障害

者手帳の申請や障害福祉サービスの申請を行います。このようにして、まずは公的な福祉サービスにアクセスできる環境を整えます。

医療を必要とする方には、受診環境を調整します。医療刑務所から退所す

る精神疾患のある方が退所後スムーズに精神科病院に入院できるような調整も行なっています。また年金の手続きや生活保護の申請についてもお手伝いします。これらは、ゼロ地点に立つための支援です。

「生きがい」は、人それぞれ。仕事、余暇、他者とのかかわり…何をしているときが一番自分らしく過ごせているか、

②生活の質を高めるための支援～ネットワークで支える～

ゼロ地点に立つてからは、対象者本人の持つ強さや希望を大切にして、本人の「実現したい生活」に応じて地域の支援機関と連携し、ネットワークで支える体制を構築していきます。

「生きがい」は、人それぞれ。仕事、余暇、他者とのかかわり…何をしているときが一番自分らしく過ごせているか、

どのような生活をしたいかを大切にしています。

就労を希望する方についてはハローワークや障害

者就業・生活支援センター、就労支援事業所等と連携します。在宅生活を望む要介護高齢者であれば地域包括支援センターや介護保険事業所、地域の自治会長や民生委員、医療機関や地域福祉権利擁護事業等と連携します。このようにして、対象者のニーズや状況に応じたオーダーメイドの支援ネットワークの形成をはかります。

特別な仕事？

この仕事は、「辯の中」から帰つてくる人（対象者）に、地域の中にすでにある「支え」を利用する手立てを、対象者本人の力を活かし、地域の協力を得ながら一緒に整えていく仕事だと考えています。

あらゆる領域で活動している社会福祉士のみなさんと同じように、対象者の生きてきたストーリーを本人と共有しながら、かけがえのない一人の尊厳ある存在として捉え、本人の持つ強さや希望に目を向けています。

同時に、本人が帰りたいと希望する地域の持つ強さ（福祉力）に目を向け、本人の生活困難状況の解決と自己実現をサポートするために、フォーマル、インフォーマルな社会資源を総動員してソーシャルサポートネットワークが形成されるような働きかけを行います。

個別のケースを通じてネットワークを形成し、地域の福祉力の底上げに貢献すること、個人・地域・社会を包括的に捉え、切れ目のない支援体制を整えるこ

とは、ソーシャルワークのどの領域にも共通する仕事だと思います。

葛藤
地域生活定着支援センターは、矯正ではなく更生保護でもなく、あくまで福祉の立場で支援します。

そのため、対象者の生活を管理することはしませんが、例えばお金の使い方がうまくできるようになることが再犯回避につながる場合、お金のやりくりを本人が体得するまでは、関係機関と連携して管理的な方法を選択することがあります。

葛藤

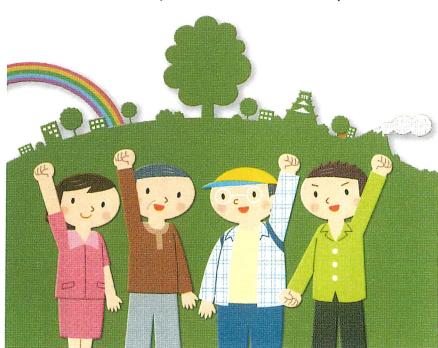
社会福祉士として
「どうやつて再犯を防ぐか?」ではなく、「本人に
とつて再犯せずにすむ環境とは?」という視点を大
切にしています。

対象者が、地域の社会資源に支えられながら誰かに必要とされ、「ここ」が自分の居場所だと感じ、希望や生きがいや楽しみを持つて日々を過ごすことで、少しづつ再犯から遠のくと感じています。

誰もが地域の一員としてその人らしい「普通の生活」を営むことができるような環境を、本人や地域の支援者と一緒につくりあげていきたいと思います。罪を犯した障がい者・高齢者への支援は、地域の福祉力が試される領域だと思います。

「熊本に帰ってきて
よかつた！」と心から
思つてもらえように、
地域における社会資

源のネットワークを強化する一員としての役割を自覚しつつ地域の福祉力の向上に貢献していきたいと思っています。



第三者評価事業の活動について

第三者評価委員会 立花 雄一郎

① 第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

第三者評価を受審することによって、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に継続的に取り組むとともに、その評価結果等が公表されることにより、利用者の適切なサービス選択に役立つための情報となることを目的としています。

第三者評価というと、事業所の優劣をつけるもの、あるいは、A・B・Cなどのランク付けを行うものなどイメージを持たれる方も多いですが、そのようなことを目的としているものではありません。なお、福祉サービス第三者評価の受審は義務ではなく任意です。しかし、社会福祉法第78条第1項は、社会福祉事業の経営者に対して、福祉サービスの質の向上のための自己評価の実施等の努力義務を規定しており、事業者の積極的な受審が望まれています。

（社会的養護施設は3年
に一度受審義務）



**熊本県社会福祉士会
第三者評価部門別受審件数**

	高齢者 関係	障がい者、 障がい児 関係	児童・母子 関係 (うち社会的養護)	合計
平成22年	2	0	0	2
平成23年	1	0	3	4
平成24年	1	2	2	5
平成25年	0	1	4 (3)	5
平成26年	0	1	6 (6)	7
小計	4	4	15 (9)	23

（※社会的養護関係はH24より3年に1度受審義務となる）

② 熊本県社会福祉士会では――

現在、19名の評価調査者が在籍しています。
基本的には2名で訪問調査を行いますが、社会福祉士会は通常3名体制（評価調査者2名、事務的調査者1名）で行っています。

③ 評価調査者になるための資格要件

a／10人以上の組織を管理・統括する組織運営管理を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
b／福祉・医療・保健分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者

a又はbかつ評価調査者養成研修を受講し、修了試験に合格した修了者です。【社会福祉士会第三者評価の評価調査者になるためには、評価機関熊本県社会福祉士会からの推薦が必要です。】

（詳しくは※でご確認下さい。）

また、評価調査者は、毎年行われる評価調査者継続研修を2年に1度受講し、制度改正や評価基準の

ばあとなあ熊本・ 包括ネット合同研修会を開催

ばあとなあ熊本 平山 猛

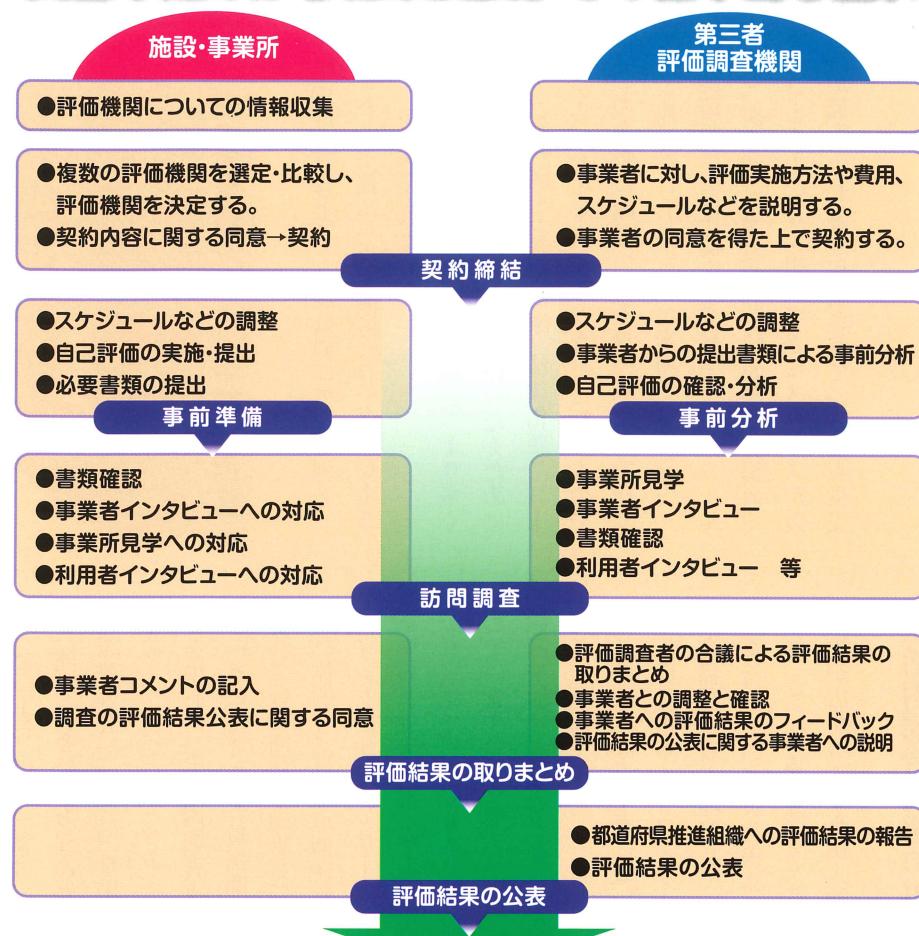
2015年度ばあとなあ熊本・包括ネット（地域包括支援センター社会福祉士向け研修）合同研修会が2015年10月24日（土）、熊本県総合福祉センターにて開催されました。

この研修会は、ばあとなあ包括とそれの立場で活動する社会福祉士が、ご本人の望む生活を実現していくためにできることはいか一緒に考えいく（権利擁護の推進）ということを目的に、両委員会が合同で初めて企画したものでした。

前半は、ばあとなあ熊本 西森委員長による講義「成年後見制度を取り巻く現状～ばあとなあ熊本への推薦依頼の状況からみえてくるもの～」、地域包括委員会 田口善信さんによる「地域包括支援センターの業務について」の発表、ばあとなあ熊本 米村ゆかりさんによる実践報告が行われ、成年後見申立の状況から見えてくる課題や、地域の支え合いの仕組み、後見人と地域包括支援センターの協働事例などが報告されました。

研修の後半は、事例をもとにしたグループワークを行い、申立てから審判後の情報共有や連携関係構築について学びました。グループごとに広用紙を囲んで座り、後見等の審判後の業務について成年後見人と地域包括支援センターのそれぞれがそれぞれの立場で想定される業務を書き出し、グループ内で大切

受審申込みから結果公表までの標準的な流れ



都道府県推進組織ホームページあるいはWAM NETにおいて評価結果を公開

※上記は、標準的なフローを示したものであり、受審にあたっては、都道府県推進組織や評価機関に確認してください。



施設・事業所による評価結果の有効活用

※引用・参考文献 HP熊本県 全国社会福祉協議会(福祉サービス第三者評価事業)
(<http://shakyo-hyouka.net/evaluation/>)

関係者間における信頼関係の構築は成年後見業務の場合のみに限定されるものではなく、日常の関わりを通じて「顔の見える関係」「話しやすい関係」「安心できる人間関係」を維持していくことで作られるもので、その結果業務がスムーズに進むようになるということです。

グループワークの最後には3つのグループが発表をして、参加者全員との共有を行いました。グループワークを通じて参加者の相互理解は深まったようを感じました。

参加者からは、「今回の合同研修は画期的かつ有意義な取組みであり、今後もこのような場が設けられていいくことは私たちの社会福祉活動の実践において必要なこと。この研修で相互理解の大切さを再認識でき、今後の成年後見活動へのヒントとやる気を得ることができました。」との感想もいただきました。この研修会は、次年度以降も継続していく予定です。



見直し状況など第三者評価制度に関する最新の情報を探して評価にあたります。

④今後の課題

現在、分野によっては調査依頼があつても現評価調査者数では対応が難しい場合が発生しています。第三者評価の傾向として近年、評価項目も各事業種別に細分化され、より専門性の高い第三者評価を行う必要が出てきています。そこで第三者評価委員会

では、評価調査者が所属している分野(高齢・障がい・児童・社会的養護)ごとにわかれ専門性の高い評価ができるように取り組んでいます。今後、計画的に評価調査者を増員し、質の高い評価が継続できるよう活動を行っていきたいと思います。

◎評価調査者養成研修は毎年実施。興味がある方は熊本県社会福祉士会事務局までご連絡ください。
(特に障がい、児童分野の評価調査者が不足)

グループワークでは成年後見制度による後見事務手続きと地域包括支援センター業務についてそれぞれの流れを理解しお本人の支援を行つて行けるようになりました。各グループでは、関係者の専門性について理解するためには相互の信頼関係構築が必要である事が確認されました。

関係者間における信頼関係の構築は成年後見業務の場合のみに限定されるものではなく、日常の関わりを通じて「顔の見える関係」「話しやすい関係」「安心できる人間関係」を維持していくことで作られるもので、その結果業務がスムーズに進むようになるということです。

グループワークの最後には3つのグループが発表をして、参加者全員との共有を行いました。グループワークを通じて参加者の相互理解は深まったよう感じました。

参加者からは、「今回の合同研修は画期的かつ有意義な取組みであり、今後もこのような場が設けられていいくことは私たちの社会福祉活動の実践において必要なこと。この研修で相互理解の大切さを再認識でき、今後の成年後見活動へのヒントとやる気を得ることができました。」との感想もいただきました。この研修会は、次年度以降も継続していく予定です。

にすること、大切にしたいことを共に有しました。

反貧困ネットワークくまもとの活動を通して

熊本西ブロック 中村 徳佳

2015年10月31日（土）、辛島公園にて反貧困ネットワークくまもと主催の「反貧困フェスタ2015 in 熊本」が開催されました。

このイベントは、貧困問題に関わる団体が、より多くの熊本県民のみなさまに活動を知つていただくために活動の紹介や各種相談（労働や健康・法律相談）コーナーだけでなく、バザーやステージなどを行うものであります。当日は、この分野に関心のある専門職だけでなく、様々な立場から約200名の方々が来場されました。

生活相談、健康相談（血圧測定、体組成計、アルコールパッчテスト）、医療費・介護費相談、住居相談、労働何でも相談など、コーナーごとに相談でくるスペースが設けられ、敷居が低く、立ち寄り相談されている姿も見受けられました。

反貧困ネットワークくまもと

主催団体である反貧困ネットワークくまもとは、熊本県青年司法書士会などの専門家による団体やNPO法人くまもと支援の会などの支援団体、熊本県発達障害者当事者会しりttle BiTなどの当事者団体で貧困問題に取り組む熊本の団体から構成される中間支援組織です。

団体が発足した背景としては、昨今の人々の生活における格差の広がり、低賃金・不安定雇用や社会的排除・孤立を背景とした路上生活・孤独死・自死の高止まりなど、言いようのない社会の閉塞感を打破するきっかけを、熊本においてなんとか見いだしたいという思いで開催された「反貧困全国キャラバン2012 in 熊本」というシンポジウムがきっかけとなり、その参加団体を中心に、生活困窮者支援を社会的アプローチで見たときに要である「貧困問題」にこれまで個々で取り組まれていた団体が結集して組織化されました。

具体的な活動は事例検討などを交えた月一回のミーティングに加え、2013年からは各団体の持つ情報を集め、「生活支援・路上脱出ガイド」という生活困窮者が直接見て利用できる社会資源をまとめた冊子を発行しています。この冊子は実際に当事者だけでなく、行政機関や福祉施設などからの依頼もある程、高い評価を得ている冊子です。

このような当事者に近い視点で幅広い活動を行つてゐる反貧困ネットワークくまもとですが、実は熊本県社会福祉士会も加盟しています。まだまだ手探りで活動を行つてゐる反貧困ネットワークくまもとですが、今後この団体へ熊本県社会福祉士会が連携して活動の幅が広がることを個人的に期待しているところです。

最後に生活の全体像を捉えた支援が要求される社会福祉士の皆様だからこそ、その視点を活かして、幅広く生活が絡む生活困窮者支援に興味関心を持つていただければ、生活困窮者支援が充実、ひいては生活困窮者が存在しない熊本につながるのではないかと感じております。

社会福祉士会の会員の皆さまと連携して社会的孤立、そして貧困問題をともに解決していきましょう。

生活困窮者支援の現場から

そして、2015年11月7日（土）は、熊本中央・

西・北ブロック合同研修会で「ソーシャルアクション～路上生活者支援10年間の現場から見えたもの～」と題して、反貧困ネットワークくまもとの加盟団体でもある「ビッグイシューくまもとチーム」の立場で講演させていただきました。

生活困窮者支援の中でも、私が所属する団体は路上生活者を中心に行つておりましたので、そのことを中心に団体としての活動や前述の反貧困ネットワークが組織化していく過程の話など「ソーシャルアクション」をテーマと致しました。

もともとビッグイシューを熊本で始めたのは、路上

生活者やそれに類する生活困窮者の支援の中で、手薄であった就労支援の手段として活動できないかと始めたのがきっかけですが、こうした10年間の活動を振り返つて講演する中で、「二ースのあるもので、ない社会資源は創造せよ。」という資格取得前に恩師からお聞きしたお言葉を改めて実感いたしました。



公益事業 講演会のお知らせ

「非行を乗り越える
～元家庭裁判所調査官からのことづて～」

相談委員会 黒田 信子



期日:2016年2月28日(日)14時~16時
場所:九州ルーテル学院大学4号館 4301会議室
定員:100名

子どもの心と
からだの育ち
～遊びを通して～

人吉・球磨ブロック 福山 幸義

家事調停委員、法務省北九州自立更生促進センターなどで活動を続けておられます。

家庭裁判所調査官の仕事もあまり知られていません。元家庭裁判所調査官からのことづてを聞いてみませんか。多くの方の参加をお待ちしています。

相談委員会・S
W部会では会員の資質の向上を目指して、毎月研修会を開催しています。今年度は9回の研修を実施しました。その研修の一環として、「非行を乗り越える」をテーマに講演会を開催します。

非行が起ころるには、さまざまな背景がありますが、子どもを取り巻く環境が子どもの行動に大きな影響を与えて います。非行を乗り越えるために、子どもの安心・安全の場である家庭の役割は大きいものがあります。家族関係をもう一度見つめ直すことも必要です。

講師の山崎一馬先生は、家庭裁判所調査官として、少年問題、家事問題に長く携わってこられた方です。コミュニケーションが未熟な子どもや家族に対して、描画療法という手法を使って、家族と一緒に非行を乗り越える面接を行つてこられました。現在は臨床心理士として西南学院大学や福岡女子学院大学で非常勤講師、

リル的な指導・一方的な教え込みなどは幼児の意欲を高めることができないなどの話がありました。

また、幼児期は興味・関心を持って自発的に活動に取り組む時期もあり、自発的な意欲・興味は学習のための前提条件であること。運動それ 자체が持つ特性である「楽しさ」を発達段階を考慮し、4~5才は「おもしろい」を実感し一瞬一瞬の喜びを楽しむことが必要であること。この時期は、「自分」「自己」の誕生の時期でもあり、他者との衝突から調整へと自分の行動をコントロールする「自己制御機能」も発達し、例えば遊びのルールを自分たちでつくる等の行動に表れた場合は、その過程を大事にすることなども話されました。

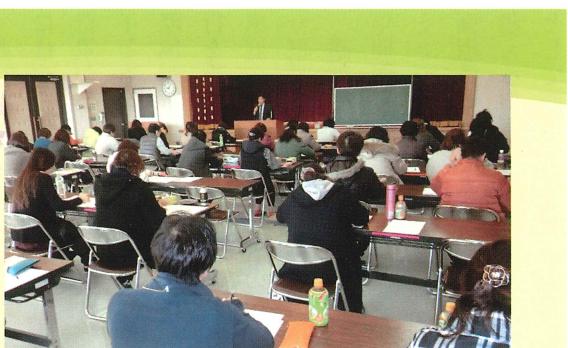
もう少し年齢が高くなると運動をすることで得られる次のこと、つまり運動の流れの終末まで見越したプロセス自体を「楽しい」と感じており、関わる大人は結果で子どもを見るのではなく、今やっていることを見てあげる、上手にほめることが大切であり、「失敗することは上手になるために必要なこと。初めから上手なら努力する必要はありません。子どもは運動能力をつけようと思つて運動してはいません。遊んでいるうちに自然に運動能力がついてきます。またみんなと遊んでいるうちに仲間関係が生まれていくことを大事にしないといけません。」とのことばが印象的でした。

受講した方からは、遊びについての考え方や褒めることの大切さを感じることができた。子育て中に聞きたかった子供たちが自発的に遊べるよう遊びの中での様々な動きが体験できるようにしていきたい。子どもが遊んでいるときの関わり方について自分の行動を振り返り反省した等々、多くの感想をいただきました。

研修会を通して地域の専門職が子どもたちの養育と遊びについての重要性を理解し、一人一人の成長を促していくようになりたいと感じました。

ブロック紹介

荒玉・山鹿ブロック長
新木 隆

荒玉・山鹿ブロックは、県北地区の荒尾市、玉名郡市、山鹿市在住の92名の会員にて構成しておりますが、地域が広範囲となり、日々の業務での関わりが薄い会員同士も多く、交流機会の確保が課題となっております。

当ブロックでは、社会福祉士の存在意義を追求するとともに「自らの意見は自らの声で」をスローガンに主体的な活動の実現を目指しております。

まず、2014年度の主たる活動実績ですが、7月11日に毎年開催しております新規合格者との交流を目的とした合同研修会を九州看護福祉大学の橋本眞奈美氏による「社会福祉士がつくる新たな専門資格の体制」と題して開催し、新規合格者を含む会員間のネットワーク構築につなげることが出来ました。

最近では、コミュニケーションスキルを基本とする社会福祉士でさえも、人と人とのつながり合う集まり、組織での活動を敬遠する傾向が危惧される中、顔が見える関係、つながりの大切さ、「知っている」と知らないのとでは大違い」を実感できるネットワークの構築を今後も目指していきたいと考えております。

次に、こちらも毎年開催し、私の記憶では約15年以上継続している「介護福祉士受験対策講座」を11月22日に開催し、約40名の受験予定者に受講いただきました。

この講座は、社会福祉士として「何か地域に貢献できる」とは無いか」と考え、始めた取組みで、毎年多くの受講をいただき、2015年度も約50名の申し込みをいただいております。続けることの大切さと大変さが実感できる取組みとなつております。

この他にも、社会福祉士合格後、約10年未満の会員による勉強会の開催等を企画しましたが、時間の確保等が困難で企画倒れになつてしましました。

当ブロックに限らず、社会福祉士の活動の場は多岐に亘り、高齢者分野に携わる会員、障がい者、児童、教育等、各分野で活動している会員も多く、なかなか共通の目的を持つての集まり、研修会等の開催が困難になつてきているのも事実です。

今後は、荒玉・山鹿ブロックを一括りにした活動では無く、各分野、領域別の活動も必要と感じ、会員自らの提案や要望に応えた学習機会の場を作つていただきたいと考えております。

最後に、今後、一人でも多くの方が社会福祉士が関わることで生活が好転し、一人でも多くの方が社会福祉士として活動することへの誇りを高められるよう、積極的なブロック活動に努めていきたいと考えております。

士受験対策講座」を11月22日に開催し、約40名の受験予定者に受講いただきました。

この講座は、社会福祉士として「何か地域に貢献できる」とは無いか」と考え、始めた取組みで、毎年多くの受講をいただき、2015年度も約50名の申し込みをいただいております。続けることの大変さと大変さが実感できる取組みとなつております。

この他にも、社会福祉士合格後、約10年未満の会員による勉強会の開催等を企画しましたが、時間の確保等が困難で企画倒れになつてしましました。

当ブロックに限らず、社会福祉士の活動の場は多岐に亘り、高齢者分野に携わる会員、障がい者、児童、教育等、各分野で活動している会員も多く、なかなか共通の目的を持つての集まり、研修会等の開催が困難になつてきているのも事実です。

次第につわりも治まり仕事にも復帰。順調になりました。体重が増える中で助産師さんより、「出産は母子共に必死だけど赤ちゃんはとても小さい体で必死に生まれてくる。あなたが太り過ぎるとその苦しみを増すことになる。」と言われ私は1人の体ではない事を改めて感じました。また、色々な方から「無理はしないように」「元気に生まれてね」と声をかけられ、お腹をさすられ、私のお腹の子はたくさんの人想いをもらつて生まれてくるのだと気付かされました。

マタハラや人間関係の希薄さが社会問題となっていますが、この妊娠を機に多くの方の優しさ、思いやりを感じています。妊娠のご経験のある方はどうでしたか。決して良いことばかりではないかもしませんが、人のぬくもりを改めて感じることも多いのではないでしょうか。

何かをきっかけに今まで見過ごし、鈍感になつていたものに改めて気付くことの出来ることが、このつぶやきが皆様の何かのきっかけになれたなら幸いです。

